

# り患証明書

※学校や園に最初に登校する際にご提出ください。

患者様氏名 \_\_\_\_\_ 様

診断結果

( ) インフルエンザA

( ) インフルエンザB

( ) その他 ( )

発症日

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

以上の診断を行いましたので、よろしくお願い致します。

診断医 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## インフルエンザと診断された方へ

年齢に関わらず異常行動（幻覚、意味不明の言葉をしゃべる、理由もなく怯える、急に走り出すなど）を認めた場合には医療機関を受診してください。

学校保健安全法 施行規則第 19 条では出席停止の期間の基準は、「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。」となっています（発症日は含みません）。ご自宅で確認のうえ登校してください。幼児とは小学校入学前の園児のことです。

### インフルエンザ最短の治癒例

		発症した後 5 日登校不可					
日付							
	0 日	1	2	3	4	5	6 日目
小・中学生	発症日			解熱	熱なし 1 日目	熱なし 2 日目	登校可能
園児			解熱	熱なし 1 日目	熱なし 2 日目	熱なし 3 日目	登園可能

このり患証明書は原則文書料は算定できません。

## インフルエンザり患証明書について

先日インフルエンザり患証明書を FAX で送付いたしましたが、教育委員会とも再度相談し、少し修正いたしました。FAX いたしますので、そちらをご使用お願いいたします。データ（Word 文書）を希望される方は医師会事務局までご連絡ください。

インフルエンザの診断がつけば、り患証明書を記入して患児の保護者にお渡しください。文書料は取らないようにお願いします。

登校許可証のための受診で他の感染症にり患するリスクを増やすことになりかねません。また、患児、保護者、医療機関の負担を減らすために、丹波篠山市教育委員会と相談し決定いたしました。ご協力よろしくお願いいたします。インフルエンザ以外の感染症については従来同様登校許可書の記入をお願いします。また、丹波篠山市外の学校、市内の高等学校に関しては対象外で、希望されたら登校許可書のご記入をお願いします。